

■ 視能障害学

4. 認定基準

研修開始条件

- 1) 認定視能訓練士である
- 2) 専門教育プログラムⅠ～Ⅲを修了し、専門教育プログラムⅠの試験の得点が2/3以上、専門教育プログラムⅡ「視能障害学」の試験の得点が80点以上（ただし1講義でも0点があればその講義は、再受講・再試験とする）である。
- 3) 研修申請時より過去5年間に「視能障害学」領域の筆頭論文（原著論文）が1篇以上、共著1篇以上、かつ学会での発表が1回以上ある。*原著論文2本、共著なしでも可

6. 研修内容（視能障害学）

「視能障害学・ケーススタディを通して理解/経験する内容のチェックリスト」に従い、研修を行う

カテゴリー	チェック内容
1. ニーズの把握	①疾患や既存視機能評価から困難課題の推測ができる
	②より適切な補助具や社会サービスの紹介につながる環境情報を的確に質問できる
	③ライフステージに合わせた日常課題を想定した会話ができる
	④心情に配慮した言葉選びができる
	⑤適度な傾聴と時間配分のコントロールに配慮ができる
2. 日常生活の実態の把握につながる視機能評価	①日常場面での使用する眼、屈折矯正の状態、眼鏡等の使用状況、注視の安定性を確認できる
	②コントラスト感度の評価ができる（背景と視対象のコントラストの差等）
	③偏心視の評価と指導ができる
	④文字読みの実態（必要なサイズ、ナビゲーション困難の有無）を評価できる
	⑤まぶしさの程度や特性を把握できる（口答でも）
	⑥反転効果の有無を評価できる
	⑦視野の特性が影響する日常場面を想像できる
	⑧子供など言語コミュニケーションが難しい場合、視反応や行動観察によって視機能特性をある程度推測することができる
3.対応	①光学的視覚補助具の利用を想定し、拡大鏡に必要な屈折力（EVP）や視距離（EVD）

(補助具)	を計算できる
	②視機能の状態とニーズに適したデザインを提示できる
	③眼の屈折、保持方法によって拡大鏡の倍率がどのように変化するか説明できる
	④拡大読書器、タブレット、スマホを拡大補助具として利用する長所・短所を説明できる
	⑤それぞれの補助具について使用方法を指導できる
	⑥モニタ（PC やタブレット、CCTV 等）までの視距離に応じた必要な文字サイズの指導ができる
	⑦読み書き時に併用できる物や工夫を提示できる
	⑧非光学的補助具、日常生活の工夫について提案できる（コントラスト強調など）
	⑨音声機器の使用について紹介できる
	⑩遮光眼鏡の機能や限界を説明できる
	⑪遮光眼鏡以外のまぶしさ対策を提示できる
	⑫補助具全般について説明ができる
	⑬補装具、日常生活用具について説明できる
4.対応 (情報提供)	①視野の広さや位置、読みやすい文字サイズ、コントラスト感度の特性、明るさ環境からうける影響など、患者自身の視機能特性をわかりやすく説明できる
	②身体障害者手帳について内容を理解し、取得利得を説明できる
	③障害年金、同行援護について簡単な説明と相談窓口を紹介できる
	④患者会（ピアカウンセリング含）の情報を提供できる
	⑤ICT 技術が習得できる方法を提示できる
	⑥就労の相談ができる団体を紹介できる
	⑦超早期を含むこどもの教育について相談できる窓口を紹介できる
	⑧歩行訓練士（外出のみならず生活全般について）に相談や訓練を依頼する場合の窓口を紹介できる
	⑨便利グッズの情報収集の方法や販売店について紹介できる
5.疾患	①中心視野障害がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる
	②周辺視野障害（求心性・半盲を含む）がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる
	③まぶしさが顕著な疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる
	④高度の視力低下がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる
	⑤先天性及び小児疾患の知識があり日常課題への影響を理解し、対応ができる
	⑥高齢者、重複障害者の特性と日常課題への影響を理解し、対応ができる

6.連携・関連 施設の理解	①医療機関内外の視覚障害関連職種の役割について理解し、説明ができる
	②視機能特性とそれに対する配慮について、他職種に情報提供する際の伝え方や、個人情報への取扱いなどを理解し、説明ができる
	③学齢期、受験時に必要な対応を理解し、説明ができる
	④視覚障害支援施設、歩行訓練、生活訓練施設について理解し、説明ができる
	⑤就労支援施設について理解し、説明ができる
	⑥視覚特別支援学校、弱視特別支援学級について理解し、説明ができる
7.その他	①経験した症例についてPDCAサイクルに則って振り返り、説明することができる
	②情報を常にアップデートすることができる

*施設見学は、チェックリストの項目に含まれ、必要に応じ育成コースでの企画も考える

*施設見学については、研修受講者の必要に応じて育成コースで企画する

■ 臨床研修施設基準の条件

1. 専門視能訓練士が指導すること
2. 日本ロービジョン学会の会員であり、なおかつ眼科専門医を取得している医師が1名以上いること
3. ロービジョンケアを年間50例以上実施していること
4. ロービジョンの専門外来を有していることが望ましい
5. 大学附属（付属）病院の眼科、総合病院の眼科であることが望ましい